

「地域オープンイノベーション拠点選抜制度」の公募に関するQ&A

選抜制度に関するQ&A

#	項目	質問	回答
1	選抜数	1回の公募で何拠点程度を選抜する予定か。選抜する拠点数の上限はあるか。	選抜予定数は設けておりません。また、累計の選抜数や1回の公募の選抜数について、上限は設定していません。
2	選抜数	国際展開型と地域貢献型の二つの類型があるが、各類型で選抜数は異なるのか。	類型ごとに選抜数や上限・下限を設定しているわけではありません。
3	選抜数	過去の公募で選抜されなかった場合、今回の公募にて再度申請することは可能か。	可能です。
4	選抜対象	大学法人全体または高等専門学校全体が一つの「拠点」として申請することは可能か。	本制度は大学等における特定の「拠点」を対象とするものですので、大学又は高等専門学校全体での申請は、制度の趣旨になじみません。申請主体はできるだけ絞って申請されることをお勧めいたします。 しかしながら、特定の分野において地域貢献を行うことを設立理念としている場合など、必ずしも申請いただけないものではありませんので、ご相談ください。 なお、産学連携本部等の大学の産学連携組織単位での応募については、地元企業等との連携に対する特徴的な研究支援等の取組を実施している組織は、小単位であれば「地域貢献型」として応募することができます。ただし、大学の本来機能として担う地域貢献の範囲との違いについて審査いたしますので、その視点で申請書を作成してください。 なお、国際展開に対する支援を強化している組織であっても、産学連携部署の機能上、拠点自体が国際的に展開をしているとは考えにくいため、「国際展開型」への応募は想定していません。
5	選抜対象	大学等が設立したいいわゆる「外部化法人」での申請は可能か。	本制度の趣旨になじむ活動を行う産学連携等を目的とした外部化法人（国立大学法人法等に規定される手続きを経て設立された法人）での申請は可能です。 しかしながら、本制度は大学等における特定の「拠点」を対象とするものですので申請主体の考え方については、No.4をご確認ください。

#	項目	質問	回答
6	選抜対象	同じ大学法人や高等専門学校から複数の拠点が申請することは可能か。	可能です。ただし、複数の拠点がそれぞれ申請用紙を記入し、提出する必要があります。
7	選抜対象	いわゆる「公設試験研究所」は対象に含まれるか。	大学・高等専門学校に準じる機関として、企業からの研究費の受入等の財務基盤や研究成果・実績等が確認できる組織であれば、申請は可能です。
8	選抜対象	拠点専用の建屋がなく、また拠点に専属の研究者がいない場合でも、申請することは可能か。	企業からの研究費の受入等の財務基盤や研究成果・実績等が確認できる組織であれば、申請は可能です。
9	選抜対象	複数の大学または高等専門学校から構成される拠点（コンソーシアム等）の場合、申請者となる代表機関(大学または高等専門学校)を決めて申請する必要があるか。	複数の大学または高等専門学校から構成される拠点の場合、代表となる大学または高等専門学校を拠点にて選定し、申請して下さい。
10	選抜類型	まだ海外との連携実績がない場合でも、今後、国際展開を目指している場合は国際展開型の申請は可能か。	可能です。
11	選抜類型	地域貢献型における、「地域」とはどのように定義しているのか。	「地域」の定義は、各拠点が目指す課題解決や経済復興の内容に応じて、変わってくるものと考えます。したがって、今回の申請においては、各拠点において定義していただくこととしました。必要に応じて、申請用紙の2-2（ビジョンと目的）や、「備考」欄において説明を記載して下さい。
12	選抜類型	拠点として国際展開および地域貢献どちらも実施している場合は、どちらの類型を選択すればよいか。両方の類型で申請することはできるか。	同じ拠点から1度の申請で2つの区分に申請することは出来ません。どちらの類型を選択するかは、貴拠点のビジョンや戦略に基づいて、ご検討下さい。 なお、国際展開型、地域貢献型のいずれも規模の大小を問うものではありません。また、国際・地域の両方を目指す拠点の場合は、いずれか優先度の高い区分にて申請してください。ただし、その場合は申請区分にて審査させていただくことをご理解ください。
13	選抜類型	初年度にどちらかの選抜類型で選抜された場合、次年度にもう一方の選抜類型で申請することは可能か。（同一拠点が、二つの類型にて選抜されることは可能か。）	同時に二つの類型に選抜することはいたしません。いずれかの類型で選抜された場合は、もう一方の類型で申請することはできません。

#	項目	質問	回答
14	KPIについて	選抜期間中、選抜拠点は自ら評価項目に関するKPIを設定し、毎年度の実績をヒアリング等で確認することとされているが、評価項目に関するKPIであればどのようなKPIを設定してもよいのか。	基本的に、評価項目に関するKPIであればどのようなKPIを設定しても問題ありません。また、KPIの達成状況は、途中ヒアリングや継続審査等で確認させていただきます。
15	KPIについて	KPIについては、経済産業省のホームページ等で公開される予定はあるか。	現時点では想定しておりませんが、別途「プラットフォーム型」では公開予定であるため、相談の上で、公開させていただく場合があります。

「地域オープンイノベーション拠点選抜制度」の公募に関するQ&A

審査全般に関するQ&A

#	項目	質問	回答
15	審査基準・方法	審査基準・方法、審査プロセスはどのようなものか。	審査のプロセス（イメージ）については、制度概要資料P.7をご参照下さい。 各拠点にご提出頂いた申請用紙の内容をもとに、審査委員にて大項目ごとに採点を行います。全審査員の得点を合計し、各拠点の総合得点を算出しますが、標準化した数値も用いながら審査委員の合議により総合的に判断します。また、必要に応じてヒアリング調査を行う場合があります。
16	審査基準・方法	大項目ごとに評点の比重は異なるのか。	大項目ごとに配点は異なります。特に、申請書内「3. 拠点の基盤・インプット」の項目については、拠点のビジョンと戦略の担保がなされているかという観点で重視する予定です。
17	審査基準・方法	設立して間もない拠点であっても選抜対象になることは可能か。	設立して間もない拠点であっても、選抜対象になります。当該拠点の前身となる枠組等についても考慮いたしますので、必要に応じて申請用紙にご記入ください。
18	審査基準・方法	他省庁の事業による補助を既に受けている拠点についても応募は可能か。	可能です。
19	審査基準・方法	国際展開型と地域貢献型では審査基準・プロセスは異なるのか。	どちらの類型であっても審査プロセスは同じですが、審査の視点が異なります。審査の視点は、各類型の特徴に応じて行われます。
20	審査基準・方法	審査において加点措置等はあるか。	令和2-3年度 産学融合拠点創出事業産学融合先導モデル拠点創出プログラム（J-NEXUS）において採択された事業へ参画している大学の拠点については、本選抜制度において一定の加点措置を行う予定です。
21	審査基準（申請用紙の書き方含む）	任意項目とされている項目については、記載する項目数が多いほど評点は高くなるのか。	任意項目の回答数が多いからといって、より加点されるわけではありません。任意項目については、貴拠点において特徴的な取組を行っており、積極的にアピールしたい項目についてのみご回答下さい。

#	項目	質問	回答
22	審査基準（申請用紙の書き方含む）	備考欄が記載されている審査項目については、備考欄に補足情報を記載する方が評点は高くなるのか。	備考欄の内容を含めて総合的に判断します。ただし、備考欄への記載は任意ですので、貴拠点において特徴的な取組を行っており、積極的にアピールしたい項目など、必要に応じてご回答下さい。
23	審査基準（申請用紙の書き方含む）	目安の文字数を超えて記載した場合、超えた分は審査対象外となるのか。	目安の文字数を超えて記載したことにより減点されることはありませんが、文字数を超えた分は審査対象外となる可能性があります。目安の文字数にあわせて簡潔にご回答下さい。
24	審査基準（申請用紙の書き方含む）	申請用紙P.15以降では、「5-2の回答内容の参考になる情報があれば、以下の項目にご回答下さい。」とされているが、回答項目が多いほど評点は高くなるのか。	回答項目が多いからと言って、より加点されるわけではありません。5-2の回答内容を補足したり、裏付けたりする情報についてのみ回答して下さい。
25	審査基準（申請用紙の書き方含む）	非常にニッチな研究分野であるため、分野の特性を考慮して審査してもらいたい等の特殊な事項がある場合は、どこに記載すればよいか。	「2-2. ビジョンと目的」の欄にご記載下さい。必要に応じて、他の欄に記載いただいても構いません。
26	審査基準（申請用紙の書き方含む）	自治体との連携について記載をしたいが、どこに書けばよいか。	「2-2. ビジョンと目的」の欄にご記載下さい。必要に応じて、他の欄に記載いただいても構いません。

「地域オープンイノベーション拠点選抜制度」の公募に関するQ&A

申請用紙の各項目に関するQ&A

#	審査大項目	審査指標	質問	回答
27	1.拠点の基本情報		申請書表紙の「代表者の氏名」は学長又は総長である必要があるのか。	当該拠点を代表する者の氏名で申請いただけます。必ずしも学長又は総長である必要はありません。
28	2.拠点の背景情報	2-2. ビジョンと目的	地域貢献型で申請する予定だが、将来的に国際展開を目指していることから、国際展開のビジョンについても記載することを検討している。選択した類型に関係のない内容について記載してもよいのか。 その逆で、国際展開型で申請した場合でも、地域とのかかわりについても記載してもよいのか。	選択した類型に関係のない内容について記載頂いても構いません。ただし、情報量が多いほど加点されるわけでありません。記載内容については、審査委員により総合的に判断されます。
29		2-3. 戦略/計画（今後3年程度）	現時点の向こう3年間を見据えた戦略/計画の内容を記載する予定である。ただし、将来的なことは不確実性を伴うため、戦略/計画通りにならない場合も想定されるが、記載した内容通りとならなかった場合にペナルティ等が課されることはあるか。	現時点の向こう3年間を見据えた戦略/計画の内容をご記載下さい。将来的に記載した内容通りにならなかった場合にペナルティ等が課されることはありません。
30	3.拠点の基盤・インプット	3-1. 研究者数	総数とは何か。また、人数が多いほど評価されるのか。	専従と非専従の研究者の合計値(ヘッドカウント)を記載して下さい。 また、人数の大小を評価するものではなく、拠点にとって必要人員が適切に配備されていることを確認するものであり、定義・カウント方法等に迷われる場合は、整理根拠等も補足していただいて構いません。
31		3-1. 研究者数	どの時点の数をカウントすればよいのか。	申請日時点、もしくは直近の公表情報等、組織として正確な数字であれば問いません。
32		3-1. 研究者数	非専従の研究者は、どこまでの範囲でカウントすればよいのか。	拠点における研究/プロジェクトや運営に関与している研究者は全てカウント対象として下さい。
33		3-1. 研究者数	人件費を拠点が負担しておらず、大学本部で負担している研究者についてもカウント対象か。	拠点における研究に関与している研究者は全てカウント対象として下さい。本部が人件費を負担している場合でも、拠点における研究へのエフォートが100%である場合は、専従の研究者としてカウントして下さい。エフォート100%未満の場合は、非専従の研究者としてカウントして下さい。

#	審査大項目	審査指標	質問	回答
34		3-1. 研究者数	企業からの出向や中長期派遣で拠点の施設を利用して研究している研究者についてもカウント対象か。また、専従と非専従どちらとしてカウントすればよいか。	拠点における研究に関与している研究者は全てカウント対象として下さい。企業からの出向や中長期派遣等の雇用形態であっても、拠点における研究へのエフォートが100%である場合は、専従の研究者としてカウントして下さい。エフォート100%未満の場合は、非専従の研究者としてカウントして下さい。
35		3-1. 研究者数	フルタイム換算は、計算が難しく、記載しづらい。	任意項目のため、記載しなくても問題はありません。記載する場合は、概算で記載して下さい。
36		3-1. 研究者数	企業出身の研究者が多いのが特徴であるが、そうした点を記載してよいか。	研究者の多様性に関わる内容ですので、3-1研究者の多様性欄に記載して下さい。
37		3-2. 産学官連携や研究における支援スタッフの体制	産学官連携や研究における支援スタッフが、拠点に所属しておらず本部の別組織の所属であっても、記載してよいか。	産学官連携や研究における支援スタッフが拠点に所属していない場合でも、拠点の産学官連携や研究を支える方々であれば体制に含めて説明して下さい。
38		3-3. 拠点運営の総費用にあてられる財源の内訳	応募年度が設立年度の場合は、前年度実績がないためどのように記載すればよいか。	前年度実績がない場合は、任意の期間の前身組織実績を記載して下さい。その場合は備考欄に前身組織名を記載して下さい。
39		3-3. 拠点運営の総費用にあてられる財源の内訳	企業からは資金以外に、設備や資機材についても提供されており、大きな支援となっている。それらを金額換算して記載することは可能か。	資金以外に供与されている支援について記載したい場合は、備考欄に記載して下さい。
40		3-4. 特徴のある施設整備	拠点内の設備だけでなく、申請主体である大学全体あるいは高等専門学校全体の施設について記載してよいか。	拠点内の設備のみご記載下さい。
41		3-5. 契約体制	高等専門学校として申請している場合、大学本部等としている項目については、高等専門学校事務局等と置き換えて考えてよいか。	問題ありません。

#	審査大項目	審査指標	質問	回答
42		3-5. 契約体制	申請書3-5に記載のある「専門家」の条件として、なにか特別な資格が必要か。	「弁理士」及び「弁護士」以外の項目については、公的な資格を有する専門家である必要はありません。当該業務について、一定期間の実務経験と専門的知識を有する者を、当該業務の主担当として任命している場合等に記載してください。
43		3-6. セキュリティ体制	高等専門学校として申請している場合、大学全体としている項目については、高等専門学校と置き換えて考えてよいか。	問題ありません。
44		3-7. 拠点内の人材確保・育成についての取組	拠点『内』とはどういう定義か。	拠点の研究等の活動に必要な人材の確保・育成についての取組をご記載下さい。回答例を参考に記載頂ければ幸いです。 なお、定義が必要な場合は補足していただいて構いません。
45		3-8. 拠点外の人材確保・育成についての取組	拠点『外』とはどういう定義か。	拠点外の、例えば地域やベンチャー企業等で活躍する人材育成について拠点が貢献している取組についてご記載下さい。回答例を参考に記載頂ければ幸いです。 なお、定義が必要な場合は補足していただいて構いません。
46	4. 拠点のイノベーション創出のためのプロセス	全体	ISO56002とはどのようなものか。	2019年に発行された、イノベーションマネジメントシステムの国際規格です。イノベーションを創出するためのPDCAに沿ったマネジメントシステムを提供することを目的に策定されました。 ISO56002の概要については、「日本企業における価値創造マネジメントに関する行動指針 ～イノベーション・マネジメントのガイダンス規格(ISO56002)を踏まえた手引き～」をご参照下さい (https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191004003/20191004003.html)。ISO56002の構造については、同行動指針のP.7の図をご参照下さい。

#	審査大項目	審査指標	質問	回答
47		全体	ISO56002：箇条8とはどのようなものか。また、箇条8は今回の選抜制度や審査基準とどのように関連しているか。	ISO56002の箇条8とは、主にイノベーションを創出する上での活動及びプロセスに関する項目です。今回の選抜制度では、イノベーション創出を実現する地域オープンイノベーションハブとなる研究拠点の選抜を目的としているため、拠点がどのようなプロセスを経て、産学官連携から社会実装やイノベーション創出へと繋げているかについて把握することも、審査項目の一つとしています。 「4-1.企業や社会のニーズや期待の把握」では、拠点が研究機会の特定をするにあたり、外部から積極的にニーズや期待を吸い上げているかについて把握することが目的です。 「4-2.コンセプトの創造・検証」では、吸い上げたニーズや期待を考慮して、企業やその他の拠点等と連携しながら、新たなアイデアや潜在的なソリューションに関連するような価値モデルの提案(コンセプトの創造)を行っているかについて把握することが目的です。また、ソリューションの開発に入る前に、創造したコンセプトを検証しているかどうかについても、イノベーション創出のための試行錯誤の取組の中で重要なプロセスとなります。 「4-3.ソリューションの開発・導入」は、検証したコンセプトに沿ってどのようにソリューションを開発・導入をしたかについて把握することが目的です。
48		4-3. ソリューションの開発・導入	企業との共同研究の場合、ソリューションの開発・導入は企業側で実施することが多い。企業側が実施していることを記載してもよいか。	ソリューションの開発・導入については企業が主に実施している場合、企業の取組に対して貴拠点が貢献していることをご記載下さい。
49	5.拠点のイノベーション創出のアウトプット、アウトカム	5-1. 企業等との連携実績	秘密保持契約により記載可能な件数や金額が制限されている場合はどうすればよいのか。	企業等との秘密保持契約に反しない範囲でご回答下さい。なお、記載可能な件数が実際の件数と乖離している場合は、その旨備考欄に記載して下さい。
50		5-1. 企業等との連携実績	国際展開型で申請する場合も、地元企業や地方公共団体等との連携実績を記載する必要があるのか。	記載は必須ではありません。
51		5-1. 企業等との連携実績	地域貢献型で申請する場合も、海外企業や海外の拠点や研究機関との連携実績を記載する必要があるのか。	記載は必須ではありません。
52		5-1. 企業等との連携実績	地元企業の定義はあるか。	「地元」の定義は、各拠点が目指す課題解決や経済復興の内容に応じて、変わりうるものと考えます。したがって、今回の申請においては、各拠点において定義していただくこととしました。必要に応じて、「備考」欄において説明を記載して下さい。

#	審査大項目	審査指標	質問	回答
53		5-1. 企業等との連携実績	ある企業との共同研究を毎年実施している場合、過去3年間の企業等の数は、「1」と計上するのか、延べ数として「3」と計上してもよいのか。	「1」として計上して下さい。
54		5-1. 企業等との連携実績	大学内の産学連携支援機能を有する組織（産学連携本部等）を拠点として応募する予定だが、実績等については大学としての実績を入れてもよいのか。	拠点として予定されている組織での実績をカウントして下さい。
55		5-2. 研究結果とそれによる貢献	秘密保持契約により記載可能な事柄が制限されている場合はどうすればよいのか。	企業等との秘密保持契約に反しない範囲でご回答下さい。なお、申請用紙にご回答頂いた内容は、審査委員及び経済産業省担当事務局のみで共有され、外部に公開されることはありません。
56		5-2. 研究結果とそれによる貢献	申請書5-2以降に「過去3年間で」という記載があるが、どこまでの実績を記載すれば良いか。	申請年度を除く直近3年度分を記載下さい。 （第5回公募の場合、令和2年4月1日～令和5年3月31日）
57		5-2. 研究結果とそれによる貢献	申請書5-2以降の項目について、いくつ項目を記載すべきか。	「5-2.研究成果とそれによる貢献」にご記載頂いた内容の裏付けとなる情報だけをご記載下さい。記載項目数に応じた加算等が行われることはありません。
58		5-2-1. 過去3年間での特許出願件数	海外特許についてもカウント対象としてよいのか。	海外特許についてもカウント対象として下さい。
59		5-2-1. 過去3年間での特許出願件数	大学の知財戦略として、特許は大学としては取得していない方針としている。その場合はどのように回答すればよいのか。	任意項目のため、記載しなくても問題はありません。知財戦略について補足したい内容があれば、備考欄に記載して下さい。
60		5-2-2. 過去3年間での特許出願のもとになった研究の件数	「地元企業」とはどのように定義しているか。	「地元」の定義は、各拠点が目指す課題解決や経済復興の内容に応じて、変わりうるものであると考えます。したがって、今回の申請においては、各拠点において定義していただくこととしました。必要に応じて、「備考」欄において説明を記載して下さい。

#	審査大項目	審査指標	質問	回答
61		5-2-2. 過去3年間での特許出願のもととなった研究の件数	国際展開型で申請する場合も、地元企業や地方公共団体等と連携した研究件数を記載する必要があるのか。	任意項目のため、記載しなくても問題はありません。5-2で回答した内容を補足する情報を記載して下さい。
62		5-2-2. 過去3年間での特許出願のもととなった研究の件数	地域貢献型で申請する場合も、海外特許出願のもととなった研究件数を記載する必要があるのか。	任意項目のため、記載しなくても問題はありません。5-2で回答した内容を補足する情報を記載して下さい。
63		5-2-3. 過去3年間での特許権の実施許諾等収入	高等専門学校として申請している場合は、「拠点（大学）としての収入のみ計上して下さい。」は、拠点（高等専門学校）としての収入のみ計上して下さい。」と置き換えてよいのか。	問題ありません。
64		5-2-3. 過去3年間での特許権の実施許諾等収入	拠点研究がもととなった企業単独出願特許による収入は集計対象外か。	拠点の収入のみ集計対象としてください。企業単独出願のために企業のみが収入を得ている場合はその収入は含めないで下さい。
65		5-2-3. 過去3年間での特許権の実施許諾等収入	知財のライセンス市場が小さい領域であるため、金額としては小さくなってしまうが、記載すべきか。	任意項目のため、記載しなくても問題はありません。金額を記載したうえで、貴拠点の専門分野や関連する産業について、備考欄で補足説明をしていただいても結構です。
66		5-2-5. ベンチャー創出の実績	ベンチャー企業数の欄には、過去何年分の実績を記載すればよいのか。	期間の制限はありません。今までの累計をご記載下さい。
67		5-2-5. ベンチャー創出の実績	ベンチャー企業数には、廃業したベンチャー企業や買収・統合されたベンチャー企業も含めてよいのか。	廃業したベンチャー企業や買収・統合されたベンチャー企業も含めて集計してください。
68		5-2-6. 過去3年間で のセミナーやイベント （国際会議含む）等 の開催・参加実績	国際会議を主催・共催した実績について記載することは可能か。	可能です。
69		5-2-7. 過去3年間で の主要なメディア露出 実績・表彰実績・出版 物	メディア掲載の資料はA4用紙5ページを超えた分については加算されないのか。	A4用紙5ページを超えた場合でも減点されることはありませんが、超えた分は審査対象外となる可能性があります。

#	審査大項目	審査指標	質問	回答
70		5-2-8. 過去3年間の学術指導、技術指導の実績	研究室が個別に実施している学術指導については把握していないが、どうすればよいか。	任意項目のため、記載しなくても問題はありません。
71		5-2-9. 過去3年間の機器の共同利用件数・金額	共同利用件数は把握しているが、正確な金額は把握していない場合、概算でも問題ないか。	概算であることを備考欄に記載したうえで、概算の金額を記載して下さい。
72		5-2-9. 過去3年間の機器の共同利用件数・金額	共同利用の形態が「件」という単位で把握するのになじまない場合はどのように記載すればよいか。	当該項目の単位は変更していただいて構いません。単位を変更された場合、必要に応じて備考欄に説明をご記載ください。
73		5-2-9. 過去3年間の機器の共同利用件数・金額	無償で供与している場合、金額はどのように記載すればよいか。	任意項目のため、金額は記載しなくても問題ありません。ただし、以下のような事情がある場合は、備考欄に記載して下さい。 ・企業に対して無償で共有しているため件数を把握していない ・自治体から支援を受けており企業からは直接費用を徴収していないなど
74	その他	5-2-10. 過去3年間の論文数および被引用件数	「基本的には、企業との共著論文、拠点専任の研究員にて作成された論文、または研究拠点が出した論文数がカウント対象となる。」とあるが、非専従の研究員にて作成された論文は対象外なのか。	非専従の研究員により作成された論文であっても、拠点の研究に基づく論文である場合はカウントの対象として下さい。
75		申請用紙提出方法	申請用紙の郵送は必要ないか。	申請用紙の郵送は必要ありません。電子媒体をメール添付にて、所定のあて先まで送付してください。なお、10MB以上のデータの場合、大容量ファイル交換サービス等をご活用ください。必要があれば事務局もしくは経済産業省からアップロード先を送付しますので、締切の2営業日前までに提出先のアドレスまでご連絡ください。
76		申請用紙提出方法	参考資料として補足説明資料やパンフレット等を添付したいが可能か。また、どのように提出すればよいか。	拠点の特徴の理解を促すために必要な図表、資料等は補足資料として追加していただくことも可能です。ただし、必要最低限の分量に絞ってください（A4サイズ最大10ページ以内程度）。 提出方法は原則、PDF等の電子媒体へ変換したものをメールもしくは大容量ファイル交換サービス等でご提出ください。
77		申請用紙提出方法	申請用紙に押印は必要か。	押印は必要ありません。